

7 陳情第 27 号

7 陳 情 第 2 7 号	西新宿五丁目駅周辺のごみ集積所の適正利用と周知強化、および民泊事業者への指導徹底を求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 7 年 10 月 29 日 受理、令和 7 年 11 月 27 日 付託
陳 情 者	渋谷区————— —————

(要 旨)

西新宿五丁目 25 番地付近のごみ集積所における不適切排出防止のため、次の対応を区に求めます。

1 多言語表示板の設置

- ・英語・中国語・韓国語併記で、「住民専用」「無断投棄禁止」を明記。
- ・対象者・回収日・禁止事項を一目で理解できるデザインとし、住民・ホテル宿泊客・民泊事業者すべてに明確に伝わるようにする。

2 チラシによる排出ルールの再周知

- ・住民向け：回収日・分別方法を示したチラシを各戸にポスティングし、外国籍住民にも理解できるよう多言語対応。
- ・民泊事業者向け：宿泊者に配布・掲示できる専用チラシを区が提供し、運営者の説明責任を明確化。

3 民泊・ホテル事業者への周知徹底と指導強化

- ・行政から各事業者に対し、事業系ごみの適正処理義務と、違反時の行政処分（例：業務停止命令等）の内容を改めて通知。
- ・宿泊者への案内時に、「当該集積所は住民専用である旨」「誤った排出は処分対象となる旨」を明示。

4 故意または悪質な投棄に対する厳正な対応

- ・理解・周知不足防止策を講じた後も発生する悪質な投棄については、関係部局と連携し、監視・指導・警告を徹底し、再発を防止。

本問題は、地域の衛生・景観を守るうえで、住民・宿泊事業者・行政が協働して解決すべき公共的課題です。まずは「理解・周知不足による投棄」を減らす基盤づくりを行い、その後に「制度違反・故意の投棄」を明確化・抑止する段階的な対応を求めます。

(理 由)

1 陳情に至った背景

西新宿五丁目 25 番地付近のごみ集積所では、以下のような不適正排出が日常的に発生しています。

- ・スーツケースやキャリーバッグ等、粗大ごみの常態的投棄
- ・燃えるごみ・缶・ビン・ペットボトルなどの混在
- ・飲食ごみ・タバコの吸い殻の散乱

・回収日以外のごみの放置

これらが繰り返されることで、「ごみがごみを呼ぶ」悪循環が完全に定着しています。

地域では、外国籍を含む住民や、ホテル・民泊事業者・民泊利用者など、多様な背景を持つ人々が暮らしています。

地域住民による見回りや注意喚起も行っており、実際に外国人住民や宿泊客に対して現地で直接声かけを行ったところ、多くが「ルールを知らなかった」「区の収集日や分別方法を理解していなかった」と回答しており、悪意による投棄ではないことが確認されています。

さらに、近隣のホテル事業者にも注意喚起と協力依頼を行い、行政対応等について一定の理解を示していただいている。

このように、地域と事業者が自主的な取り組みを始めている今こそ、行政としての支援と制度的な後押しが求められます。

一方で、「他の人も捨てているから自分も」という同調的な排出もあり、「理解・周知不足」と「同調行動」が相乗的に悪循環を生んでいる状況です。

2 現状と課題

新宿区は近年、住宅宿泊事業（民泊）に関して管理義務を強化し、違反事例には業務停止命令（例：12事業者22施設に対し30日間の停止命令）を行うなど、厳格な対応を実施しています。

しかし、民泊事業者の一部では、本来は事業系ごみとして処理すべき廃棄物が、区の一般ごみ集積所に排出されていると見受けられるケースがあり、制度上の誤った運用が懸念されます。

これは明確な制度違反であり、運営者へのルール周知と監督強化が必要です。

住民においても、特に転入者や外国籍住民などで排出ルールの理解・周知不足が見られ、回収日や分別ルールが正しく伝わっていない例が散見されます

また、ホテル宿泊客が通りすがりに投棄してしまうケースもあり、視覚的に分かりやすい警告表示の不足が課題です。

本件は、単なる迷惑行為ではなく、地域住民と来訪者の共存・共生を支える環境整備課題です。

行政・住民・事業者がそれぞれの立場から協働してルールを「見える化」することで、誰にとっても快適で安全な街づくりが進むと考えます。

つきましては、実効性ある対応をお願い申し上げます。